

別記

様式第1号（第7条関係）（この申請書を申請時に持参又は郵送以外で提出した場合は、草刈り機械等の受取り時にこの用紙を持参すること）

物 品 借 用 申 請 書

借 用 物	名称	数量
	自走式草刈り機械（平面用）	
	自走式法面草刈り機械（平面用・法面用）	
	燃料携行缶	
	アルミブリッジ	
借 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
使 用 の 目 的 及 び 場 所 〔具体的に記載 すること〕		
財産に関する条例 第10条に規定する 無償又は減額借用 の場合はその根拠 及び理由	河川パートナーシップ事業活動に使用するため	
有償・減額・無償 の別	無償	
その他参考となる 事 項		
上記のとおり物品を貸付くださるよう申請します。		
年 月 日		
申請者 住所		
氏名 印		
日向土木事務所長 殿		

様式第2号（第7条関係）（この借用書を申請時に持参又は郵送以外で提出した場合は、草刈り機械等の受取り時にこの用紙を持参すること）

物 品 借 用 書

	名称	数量
借用物品名	自走式草刈り機械（平面用）	
	自走式法面草刈り機械（平面用・法面用）	
	燃料携行缶	
	アルミブリッジ	
借用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用目的	河川パートナーシップ事業活動に使用するため	
使用場所		
<p>1 借用物品の引渡し、使用、維持、修繕及び返還に要する費用（使用目的等により特に借用者に負担させることが適当でないと認めたものを除く。）は、借用者において負担すること。</p> <p>2 借用物品を修繕（軽微な修繕を除く。）その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。</p> <p>3 借用物品について県の返還要求があったときは、借用期限到来前にあっても直ちに返還すること。</p> <p>4 借用期間が満了し、借用物品を返還する場合において、借用物品に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても請求しないこと。</p> <p>5 借用物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保にしないこと。</p> <p>6 借用物品の使用目的以外の目的に使用しないこと。</p> <p>7 借用物品の全部又は一部を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を報告すること。</p> <p>8 借用者の責に帰する理由により借用物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償すること（借用者の負担において現状に回復した場合を除く。）。</p> <p>9 自走式草刈り機械及び自走式法面草刈り機械の返却時は給油可能量の上限まで給油すること。</p> <p>上記の各事項を遵守して借用します。</p>		

年 月 日

借用者 住所

氏名

印

宮崎県知事 殿